

2013年4月26日 全11頁

# 日本版 ISA の解説

## 非課税口座の開設方法やその他の手続の解説

金融調査部  
研究員 鳥毛拓馬

### [要約]

- 2013年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（改正税法）が可決・成立した。本稿では、改正税法のうち日本版 ISA について解説する。
- 日本版 ISA とは、少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度）のことである。英国の ISA (Individual Savings Account) 制度を参考にしているため、日本版 ISA と呼ばれている。この制度は、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることがその目的となっている。「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家のすそ野を拡大することがこの制度のねらいである。
- 2014年1月1日から2023年12月31日までの間に、年間100万円を上限として専用の非課税口座で新たに取得した上場株式や公募株式投資信託などについて、その配当・分配金と譲渡益が、取得した年から最長で5年間、非課税となる制度である。

## 1. 日本版 ISA とは

日本版 ISA とは、少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度）のことである。英国の ISA (Individual Savings Account) 制度を参考にしているため、日本版 ISA と呼ばれている。2014年1月1日から2023年12月31日までの間に、年間100万円を上限として専用の非課税口座で新たに取得した上場株式や公募株式投資信託などについて、その配当・分配金と譲渡益が、取得した年から最長で5年間、非課税となる制度である。

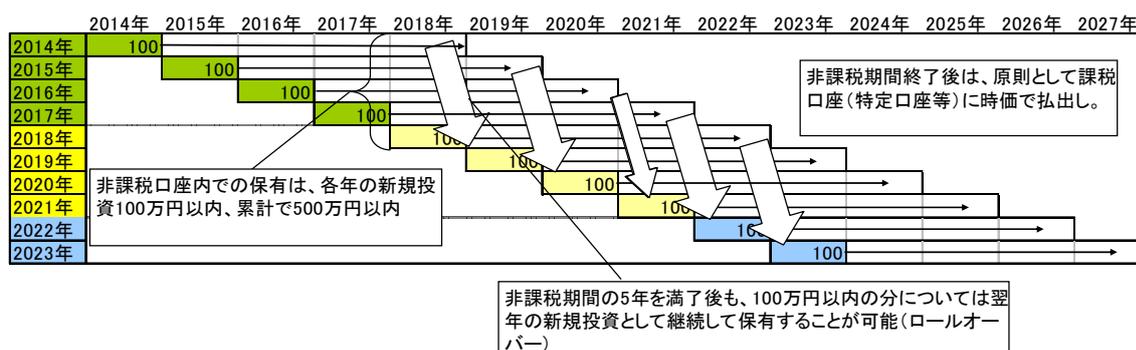
この制度は、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることがその目的となっている。「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家のすそ野を拡大することがこの制度のねらいである。制度の概要は次の通りである。

図表 1 制度概要

制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投信の分配金、これらの譲渡益など
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円まで(未使用枠は翌年以降繰越不可)
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
再投資	100万円までの非課税投資額に算入されるため、非課税枠を消費
損益通算	非課税口座以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	原則として1人1口座
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)

(出所) 金融庁資料などを基に大和総研作成

図表 2 非課税口座のイメージ



(出所) 大和総研作成

## 2. 非課税口座に受け入れることができる上場株式等

この制度で非課税となる金融商品は、税法上の「上場株式等」とされるもので、証券会社や銀行などの金融機関（以下、証券会社等）を通じて新たに買い付けた（外国）上場株式、（外国）公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場REIT（不動産投資信託）などである。なお、公社債や公社債投資信託などは非課税の対象とはならない。

非課税口座では、年間100万円（委託手数料等は含まれない）まで買付けを行うことができる。例えば、非課税口座において、70万円で上場株式を購入し、同一年内に72万円で譲渡したとする。この場合、その同一年内において、非課税口座では30万円（＝100万円－70万円）以内でしか上場株式等を新たに購入できない。譲渡しても当初の購入分の非課税枠（70万円分）を再利用することはできない。また、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできない。同じケースでいえば、翌年に130万円分（100万円＋30万円）の非課税枠ができるわけではない。

外国上場株式など外貨建て金融商品については、外貨での購入代金を購入時の為替レートで円貨に換算し、100万円以下かどうか計算する。

また、非課税口座は、証券会社等を通じて新たに買い付けた上場株式等が対象となるが、それ以外にも、証券会社等から直接購入する場合や以下の図表3の上場株式等も受け入れることができる。ただし、既に保有している上場株式や株式投資信託などを非課税口座に移管することはできない。また、ストック・オプション税制の適用を受けて取得をした上場株式や持株会に基づき取得した上場株式、さらにはオプション取引の権利の行使または義務の履行により取得した上場株式も非課税口座に受け入れることはできない。

**図表3 非課税口座に受け入れることができる「上場株式等」の範囲**

- ① 非課税口座で保有する上場株式等について行われた株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等
- ② 非課税口座で保有する上場株式等について行われた株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てにより取得する上場株式等
- ③ 非課税口座で保有する上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人(または合併親法人)の株式
- ④ 非課税口座で保有する上場株式等で投資信託の受益権であるものに係る投資信託の併合により取得する新たな投資信託の受益権
- ⑤ 非課税口座で保有する上場株式等を発行した法人の分割により取得する分割承継法人(または分割承継親法人)の株式
- ⑥ 非課税口座で保有する上場株式等を発行した法人の行った株式交換により取得する株式交換完全親法人(もしくはその親法人)の株式または株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式
- ⑦ 非課税口座で保有する新株予約権を発行した法人の行った法人の合併、分割、株式交換または株式移転により取得する合併法人等の新株予約権
- ⑧ 非課税口座で保有する上場株式等で取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議により取得する上場株式等
- ⑨ 非課税口座で保有する上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権(従来の転換社債の転換権を含む)もしくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利(株主等として与えられた場合に限る)もしくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権の行使または当該非課税口座内上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等
- ⑩ 同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じた上記①から⑨までの事由により取得する上場株式等(上記①から⑨までにより非課税口座に受け入れることができるものを除く)で、その2以上の非課税口座のう

ち最も新しい年に設定された非課税管理勘定へ受入れるもの

(出所) 税法などを基に大和総研作成

図表4 (図表3⑩の適用例) A株式について2株を3株とする株式分割が行われた場合

非課税管理勘定	A 株式	株式分割により 取得する株式	非課税管理勘定への受入れ	
			図表3①	図表3⑩
2014 年分	3 株	4.5 株	4 株	—
2015 年分	3 株	4.5 株	4 株	1 株(0.5 株+0.5 株)

(出所) 「平成 23 年度 税制改正の解説」(財務省) 112 ページを一部修正

### 再投資した場合の取扱い

再投資も非課税口座での購入に該当するため、年間 100 万円の非課税枠を消費する。

例えば、70 万円で分配金再投資型の株式投資信託を購入し、その株式投資信託の分配金が 4 万円発生して再投資されたとする。この場合、その同一年内では残りの 26 万円(=100 万円-70 万円-4 万円)以内でしか上場株式等を新たに購入できない。

### 100 万円を超えて受け入れることができる場合

非課税口座には年間 100 万円までの上場株式等しか受け入れることができないが、非課税口座で保有する上場新株予約権を行使して取得する上場株式等など 3 ページの図表 3 により非課税口座に受け入れることができる上場株式等については、税法の条文を見る限り年間 100 万円を超えて非課税口座に受け入れることも可能とされているものと思われる。

ただし、図表 3 は、非課税口座で既に保有している上場株式等が対象となるので、例えば、非課税口座以外の口座で保有する上場株式について行われた株主割当増資により取得した上場株式については、その購入金額が年間 100 万円以下であっても非課税口座に受け入れることができない。

## 3. 譲渡所得・配当所得の取扱い

### (1) 非課税口座内で上場株式等を譲渡した場合の取扱い

上場株式等の譲渡が非課税となるのは、次の図表 5 の方法で譲渡した場合である。投資した年を含めて 5 年後の 12 月末まで、譲渡益、配当等が非課税となる。非課税期間は暦年で計算されるため、例えば 2014 年 1 月と 12 月のいずれに購入した商品であっても、非課税期間は 2018 年 12 月末までになる。なお、上場株式等を相対で譲渡した場合などは、非課税とはならない。

非課税口座で保有する上場株式等を譲渡し譲渡損失が生じた場合、その損失はないものとみなされる。したがって、非課税口座で生じた譲渡損失を他の特定口座などで生じた譲渡益や配

当と損益通算を行うことはできない。当該損失の繰越控除を行うこともできない。

非課税口座で保有する上場株式等は、最長 5 年間の非課税期間終了を待たずに、いつでも譲渡することは可能である。ただし、譲渡した分の非課税枠を再利用することはできない。

**図表 5 非課税が適用される譲渡の方法**

- ① 証券会社等への売委託による譲渡
- ② 証券会社等に対する譲渡
- ③ 発行人に対して行う单元未満株式の買取請求による譲渡で、非課税口座を開設する証券会社等の営業所を経由して行う方法
- ④ 資本の払戻し、残余財産の分配に伴う金銭等の交付で、非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行われる方法
- ⑤ 株式投資信託の解約または一部解約で、非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行われる方法

(出所) 税法などを基に大和総研作成

投資家が、非課税口座と非課税口座以外の口座の両方に上場株式等を保有している場合は、両方にある上場株式等の譲渡所得の金額は区分して計算する。また、非課税口座と非課税口座以外の口座で同一銘柄を保有する場合には、それぞれの銘柄は異なるものとして譲渡所得の金額が計算される。このため、非課税口座以外の口座で保有している上場株式等の譲渡所得を計算する場合、その収入金額から控除する取得費等について、非課税口座内の上場株式等を含めて計算する必要はない。

## (2) 非課税となる上場株式等の配当等の取扱い

非課税の対象となるのは、非課税口座で保有する上場株式等の配当等である。ただし、発行済株式の 3%以上を有する大口株主が受けるものは除かれる。

また、上場株式の配当については支払開始日、株式投資信託の分配金については決算日が非課税期間内にある場合に、配当・分配金が非課税となる。

非課税口座で保有する上場株式等の配当等であっても、銀行口座に振り込まれるものなど信託銀行経由で支払われるもの(証券会社の口座に入金されないもの)は、非課税とはならない。非課税口座で保有する上場株式等の配当等を非課税とするためには、権利確定日までに、配当の受け取り方法を、証券会社の口座に入金される「株式数比例配分方式」に変更する必要がある。

## 投資信託の分配金の取扱い

### A) 再投資した場合

非課税口座にある投資信託の分配金を再投資した場合、非課税枠を消費することになる。前述した通り（4 ページ）例えば、70 万円で分配金再投資型の株式投資信託を購入し、その株式投資信託の分配金が 4 万円発生して再投資されたとする。この場合、その同一年内では残りの 26 万円（＝100 万円－70 万円－4 万円）以内でしか上場株式等を新たに購入できない。

### B) 元本払戻金（特別分配金）が支払われる場合

株式投資信託を非課税口座で保有していても課税口座で保有していても、その元本払戻金（特別分配金）は、運用による利益ではなく、税法上、元本の払戻しに相当する金額であると考えられることから非課税の扱いを受ける。さらに、株式投資信託を非課税口座で保有している場合に、元本払戻金（特別分配金）の支払いがあったとしても、いったん消費した非課税枠が戻るわけではない。例えば、株式投資信託を 70 万円分購入し、元本払戻金（特別分配金）が 3 万円発生した場合、その同じ年に非課税口座で購入することができる金額は 30 万円（＝100 万円－70 万円）であることに変わりはない。

## 4. 非課税口座から上場株式等の払出しがあった場合

次の①から⑤により、非課税口座から上場株式等の一部または全部の払出しがあった場合には、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金額（価額）により譲渡があったものとみなされる（みなし譲渡）。例えば、最長 5 年間の非課税期間が終了した場合、非課税口座で保有していた上場株式等は、自動的に特定口座や一般口座に移管されるが、これは①にあたる。

みなし譲渡損益については、非課税またはないものとみなされる。非課税口座から払い出された上場株式等の取得価額は払出日における取引所の最終価格（株式投資信託の場合は払出日における基準価額）に数量を乗じた額になる。なお、非課税口座から株式投資信託が払い出された場合には、その個別元本は非課税口座から払い出される前の金額が引き継がれる。したがって、取得価額と個別元本のかい離は大きくなる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非課税口座から他の口座への移管</li> <li>② 非課税口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還</li> <li>③ 非課税口座の廃止</li> <li>④ 贈与、相続、遺贈</li> <li>⑤ 非課税が適用される譲渡の方法以外の譲渡</li> </ul> |
|---|

## 5. 非課税口座の開設

非課税口座は、投資を行う年の1月1日時点でわが国に住む20歳以上の者等が証券会社等に原則として1人につき1口座開設することができる。非課税口座を利用するためには、法律で決められた期間（勘定設定期間）ごとに、税務署が交付する「非課税適用確認書（確認書）」が必要である。確認書が必要とされているのは、1人につき同一の勘定設定期間において複数の口座が開設されるのを防止するためである。

この確認書の交付を受けるために、投資家は、口座を開設する証券会社等で申請手続を行う。申請手続は、2013年10月1日から開始される。勘定設定期間、基準日、交付申請書提出期間は、次の通りである。

図表6 勘定設定期間、基準日など

勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
2014年1月1日～ 2017年12月31日	2013年1月1日	2013年10月1日～ 2017年9月30日
2018年1月1日～ 2021年12月31日	2017年1月1日	2017年10月1日～ 2021年9月30日
2022年1月1日～ 2023年12月31日	2021年1月1日	2021年10月1日～ 2023年9月30日

（出所）税法などを基に大和総研作成

### （1）非課税適用確認書

非課税口座を設けるためには、非課税適用確認書と非課税口座開設届出書を証券会社等に提出することが必要である。

まず、非課税口座を開設しようとする者は、税務署から非課税適用確認書の交付を受けるため、申請者の氏名、生年月日、住所を記載した申請書を、非課税口座を開設しようとする証券会社等を通じて税務署に提出する。申請書には、本人確認書類と居住地の市区町村長から交付を受けた基準日時点の住所を証する住民票の写しなどの書類を添付する。基準日以降に転居により住所を変更した場合には、転居前の市区町村の窓口にて交付される住民票の除票の写しなどが必要である。申請書の提出は、書類による提出のほか、インターネットや電子メールによることも可能である。この場合でも、基準日時点の住所を証する住民票などについては、郵送などにより提出する必要がある。

非課税適用確認書の申請書の提出を受けた税務署は、その提出者が、他の証券会社等で非課税口座を開設していないことを確認し、確認できれば、非課税適用確認書を交付する。この確認書の申請書は、同一の勘定設定期間に重複して提出できない。したがって、口座開設後、同

一の勘定設定期間内に他の証券会社等に口座を変更することができないことになっている。仮に、開設している非課税口座を廃止した場合であっても、同一の勘定設定期間に、他の証券会社等に非課税口座を開設し、払い出された上場株式等を移管することはできない。

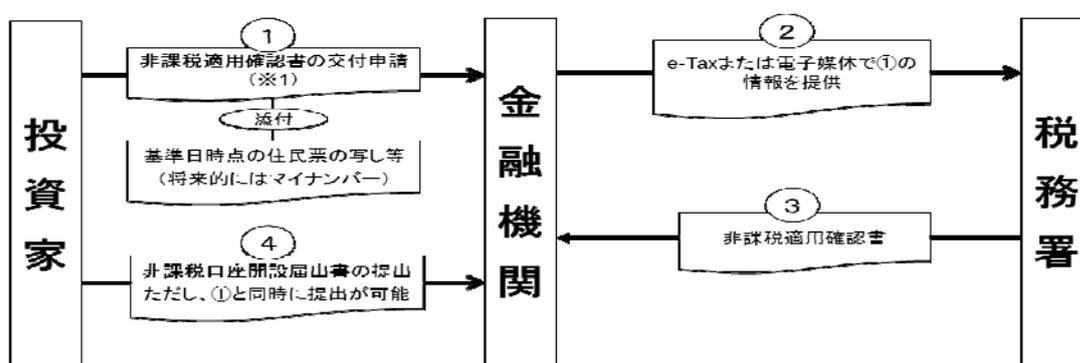
## (2) 非課税口座開設届出書

非課税口座開設届出書は、前述の非課税適用確認書の交付申請書と同時に提出することが可能である。

非課税口座開設届出書は、同一の証券会社等において重複して提出できない。したがって、同一証券会社等の異なる営業所で複数の非課税口座を開設することもできない。

もともと、異なる勘定設定期間であれば、複数の証券会社等に口座を開設することも可能である。例えば、2014年にA証券会社、2018年にB銀行、2022年にC証券会社に口座を開設することもできるし、2014年に開設したD銀行の口座で2023年まで非課税管理勘定を設定して取引をすることも可能である。

図表7 口座開設手続のイメージ



※1 ①の提出可能期間は、勘定設定期間が開始する年の前年10月1日から、終了する年の9月30日。

(出所) 税法などを基に大和総研作成

## 非課税管理勘定

非課税口座を開設された証券会社等は、当該非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間内の各年の1月1日に非課税管理勘定を設けるものとする。

非課税管理勘定は、非課税口座に年分毎に設けられ、設定日からその年の12月31日までの間に上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円以下のものを受け入れることができる。

非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、当該非課税口座のある証券会社等を通じて新たに取得した上場株式・公募株式投資信託等だけでなく、保有している非課税口座の他の年分の非課税管理勘定から一定の手続を経て移管がされる上場株式・公募株式投資信託

等である。

### 非課税管理勘定間の移管（非課税期間の延長）

前述のように、非課税管理勘定で保有している上場株式・公募株式投資信託等については、非課税期間の5年間の終了時あるいはその前であっても、一定の手続を経て他の年分の非課税管理勘定に移管することにより、非課税期間を延長することができる（以下、ロールオーバー）。元の非課税管理勘定から新たな非課税管理勘定に移管する場合、以下の要件を全て満たす必要がある。

- ① 同一の証券会社等に開設する非課税口座内での手続であること。
- ② ロールオーバーは、当該ロールオーバーを指示した日の時価または過去に購入した上場株式等の非課税期間が満了した日の時価で翌年1月1日に新たに購入したものとして扱うこと。
- ③ 新たに購入したものとして扱う場合に、ロールオーバーがされた上場株式等の時価が100万円以内であること。

例えば、2014年に非課税口座で購入した上場株式等を、2017年中にその時の時価で購入したものとして、2014年分の非課税管理勘定から2017年分の非課税管理勘定に移管することができる。この場合、当該上場株式等の非課税期間は2014年から合計で8年間となる。

また、2014年に購入した上場株式等を2018年まで5年間保有し、非課税期間満了後の翌2019年の非課税管理勘定に移管し2022年まで4年間保有する。さらに、翌2023年に非課税管理勘定に移管し2027年まで5年間保有することにより、同一の上場株式等を2014年から2027年まで最大14年間非課税とすることも可能である、

ロールオーバーをする場合には、証券会社等に対して、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要がある。

## 6. 非課税口座のその他の手続

### （1）非課税口座の異動・廃止等

#### 非課税口座異動届出書

非課税口座を開設した後に、氏名、住所を変更した場合には、遅滞なく非課税口座異動届出書および変更後の氏名、住所が記載された本人確認書類を、非課税口座を開設している証券会社等の営業所に提出する必要がある。

## 非課税口座移管依頼書

非課税口座の開設者が、転居などで、非課税口座を開設している証券会社等の営業所から他の営業所に非課税口座を移管しようとする場合には、非課税口座移管依頼書を、移管前の営業所を経由して移管先の営業所に提出しなければならない。

### (2) 証券会社等において事業譲渡等があった場合の取扱い

証券会社等の営業所の統廃合や事業譲渡などにより、非課税口座を開設している営業所が廃止された場合、統合先や事業譲渡を受ける証券会社等が非課税口座の取扱いを行っていれば、当該非課税口座を、事業譲渡等をする証券会社等の営業所から事業譲渡等を受ける証券会社等の営業所に移管することができる。

### (3) 非課税口座の廃止、出国

非課税口座開設者が、その非課税口座を廃止しようとする場合には、非課税口座廃止届出書を、その非課税口座が開設されている証券会社等の営業所に提出しなければならない。

また、非課税口座開設者が海外転勤等により出国する場合には、その出国日の前日までに、出国届出書を、当該非課税口座を開設する証券会社等の営業所に提出しなければならない。

一方、非課税口座は、出国届出書が提出されなくても、出国日に廃止されることになる。したがって、出国後に非課税口座を利用することはできない。この場合、みなし譲渡となる。非課税口座を開設している証券会社等が、非課税口座開設者の出国を把握し、出国後にその非課税口座で支払われた配当等がある場合には、その配当等に対してさかのぼって課税される。

なお、特定口座は、帰国後に本人確認書類と特定口座継続適用届出書を提出すれば、利用を再開できるが、非課税口座にはそのような措置はないので、帰国後に帰国前に非課税口座で保有していた上場株式等を、非課税口座に移管することはできない。

### (4) 非課税口座の開設者が死亡した場合

非課税口座開設者（以下、被相続人）が死亡した場合、相続人は、被相続人が死亡したことを知った日以後遅滞なく、非課税口座開設者死亡届出書を、被相続人の非課税口座を開設している証券会社等の営業所に提出しなければならない。被相続人が死亡した日から非課税口座開設者死亡届出書を提出するまでの間に、その非課税口座で支払われた配当等がある場合には、さかのぼって課税される。

被相続人が非課税口座で上場株式等を保有していた場合、被相続人が死亡した日に相続人がその上場株式等を相続したことになる。また、被相続人が死亡した日に非課税口座から払い出されたこととされ、みなし譲渡となる。

相続人は、相続により取得する上場株式等を相続人自身の非課税口座に受け入れることはできず、相続人の特定口座か一般口座のいずれかに受け入れることになる。受け入れる上場株式等の取得日は相続発生日となり、取得価額は相続が発生した日の時価となる。

相続人が相続した上場株式等を特定口座に受け入れる場合は、同一銘柄は全てその特定口座に移管される必要がある。例えば、相続人が2,000株相続した場合、1,000株を特定口座に入れ、他の1,000株を一般口座に入れることはできない。この場合、被相続人が非課税口座を開設していた証券会社等の営業所に対して、相続上場株式等移管依頼書を提出する必要がある。